

障害者自立支援給付支払システム等について

平成21年7月7日

社会・援護局 障害保健福祉部

〔目次〕

1	今後の主なスケジュールについて……………	2
2	処遇改善助成金の支払方法等について	
	(1) 処遇改善助成金の交付申請・交付決定・請求・支払事務の基本的な流れについて……………	4
	(2) 本体給付毎の処遇改善助成金の請求・支払ルート等について……………	6
	(3) 国保連支払分に係る請求事務について……………	12
3	その他の制度改正等への対応について	
	(1) 上限額管理事務の簡素化について……………	24
	(2) 共同生活介護において個人単位で居宅介護等を利用する場合の報酬算定について……………	27
	(3) 本体報酬と加算において算定上の定員数が異なる場合の点検等について……………	30
	(4) グループホーム・ケアホームの利用対象者の拡大について……………	35
	(5) 多機能型事業所の基準該当障害福祉サービスの創設について……………	36
	(6) 移行時運営安定化事業について……………	38
4	簡易入力システムの機能改善について……………	39
5	警告減少に向けた取り組み等について……………	41

1 今後の主なスケジュールについて

今後のシステム関係の主なスケジュールについて

※現段階で想定されるスケジュールを整理したもの

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国	<ul style="list-style-type: none"> ○7月7日 都道府県・連合会合同担 当者説明会 ○初旬 インタフェース案提示 ○中旬 サービスコード表提示 ○基金事業の内示 					
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○7月7日 都道府県・連合会合同担 当者説明会 ○事業者説明会の開催 ○都道府県システム改修 開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○助成金の申請受付 開始(←事業者) ○助成金の交付決定 (→事業者) ○事業所情報の整理等 	→	<ul style="list-style-type: none"> ○助成事業施行 ○事業所異動連絡票情 報の登録(→連合会) 		
中央会	<ul style="list-style-type: none"> ○7月7日 都道府県・連合会合同担 当者説明会 ○システム改修開始 		→	<ul style="list-style-type: none"> ○上旬 ・簡易入力システム(改訂 版)リリース ○中旬 ・連合会システムリリース (台帳関係) ○受付・支払等システム ヘルプデスク特別体制 	<ul style="list-style-type: none"> ○初旬 ・連合会システムリリース (支払等関係) 	
連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○7月7日 都道府県・連合会合同担 当者説明会 				<ul style="list-style-type: none"> ○10日まで 助成金の請求受付 (報酬と併せて) 	<ul style="list-style-type: none"> ○15日頃 助成金の支払 (報酬と併せて)
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所システム改修 開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○助成金の申請開始 (→都道府県) 	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ○10日まで 助成金の請求 (報酬と併せて) 	<ul style="list-style-type: none"> ○15日頃 助成金の受取 (報酬と併せて)

※その他、9月にベンダーテストを実施予定

2 処遇改善助成金の支払方法等について

※ 以下の資料は、平成21年5月28日に開催した「障害保健福祉主管課長会議資料」の内容を更新等したものであり、今後変更がありうるものである。

(1) 処遇改善助成金の交付申請・交付決定・
請求・支払事務の基本的な流れについて

処遇改善助成金の交付申請・交付決定・請求・支払・実績報告の基本的な流れについて

○申請等の流れ

①交付申請(申請書+処遇改善計画)

【事業所→事業所所在都道府県】

②交付決定(処遇改善助成金の交付対象事業所としての決定、交付率の決定)

【事業所所在都道府県→事業所】

③請求(本体報酬等とともに基本的には毎月請求)

【事業所→事業所所在都道府県等】

※処遇改善助成金は本体報酬等の額と連動して算出されるものであるため



次頁以降
で説明

④支払【事業所所在都道府県等(もしくは国保連)→事業所】

⑤実績報告(当該年度終了後)

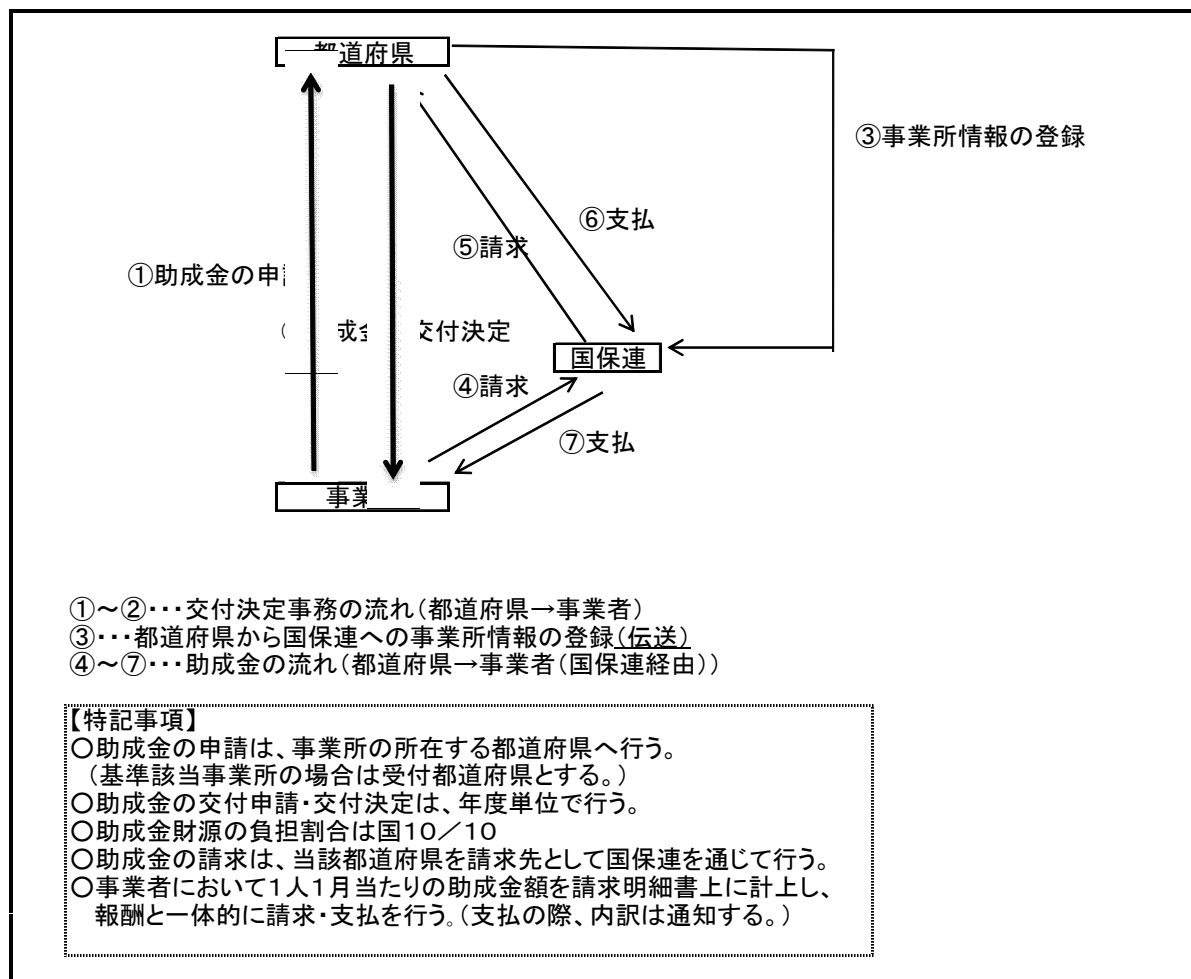
【事業所→事業所所在都道府県】

※基準該当事業所の場合、「事業所所在都道府県」は受付都道府県となる。

(2) 本体給付毎の処遇改善助成金の請求・
支払ルート等について

① 処遇改善助成金の支払いまでの流れ(報酬体系のもの(介護給付費等、障害児施設給付費))

a 報酬の支払事務を連合会へ委託している場合(介護給付費等、障害児施設給付費)



○ 現行の事業運営安定化事業による助成に係る請求方法に類似した形態で請求・支払い事務を行う。

○ 詳細については後述

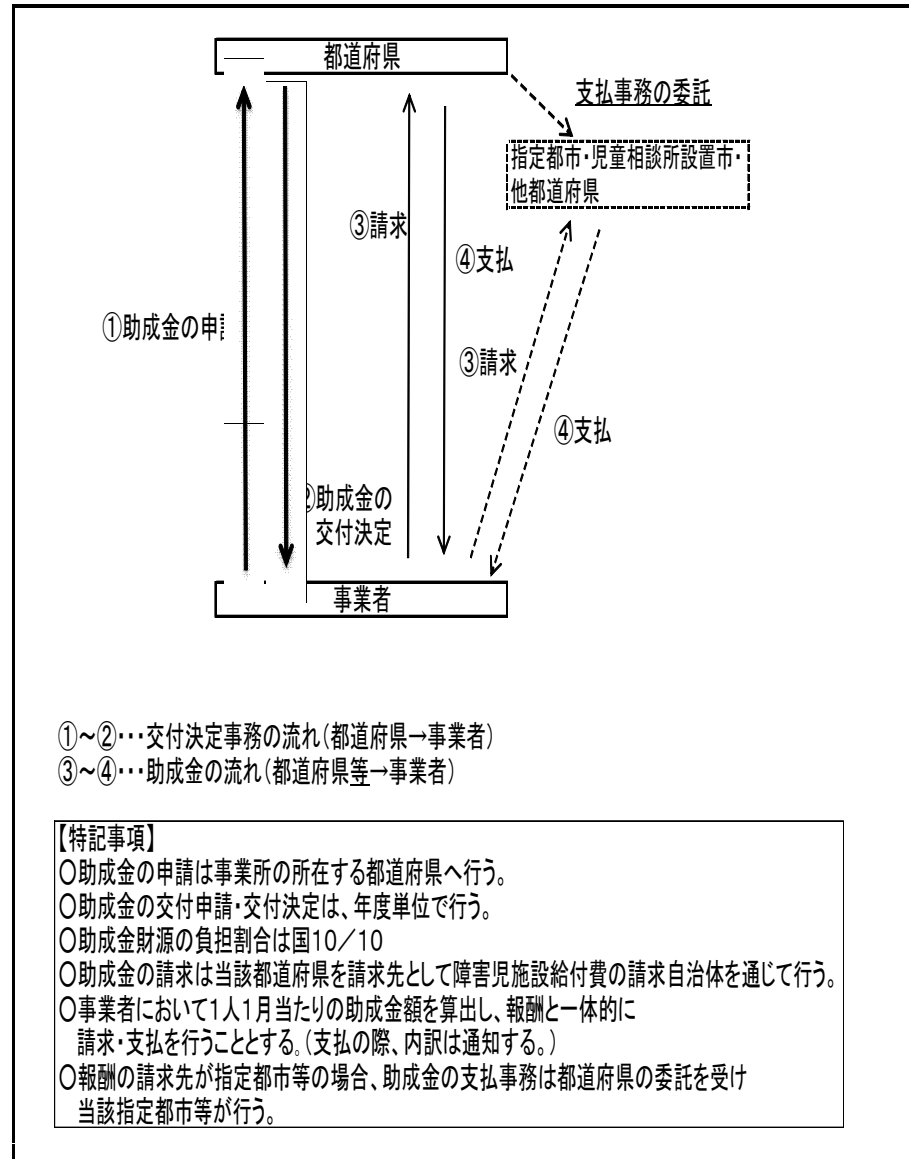
○ 助成金の算定式(月額)は、

$$1人1月当たり報酬総額 \times 交付率 = 交付額 (1円未満切り捨て)$$

※報酬総額は、利用者負担額(A型減免額及び利用者負担に係る自治体助成額を含む。)、事業運営安定化事業及び移行時運営安定化事業による助成額を含み、補足給付は含まない。)

※基準該当事業所の場合は、報酬総額に高額障害福祉サービス費として事業者へ支払われた額を含む。

b 報酬の支払事務を連合会へ委託していない場合(障害児施設給付費)



○助成金の算定式は、aと同様

○現行の障害児施設給付費の請求・支払事務は、国保連へ支払事務を①委託している自治体と②委託していない自治体が混在している状態である。

○上記②の自治体へ請求される障害児施設給付費を基に算出される助成金の支払いについては、給付費の支払を行う自治体と助成金の支払事務の実施主体が異なる場合(A県所在事業所がB指定都市の受給者の請求を行う場合等)があるが、そのようなケースについては以下の取扱いとする。

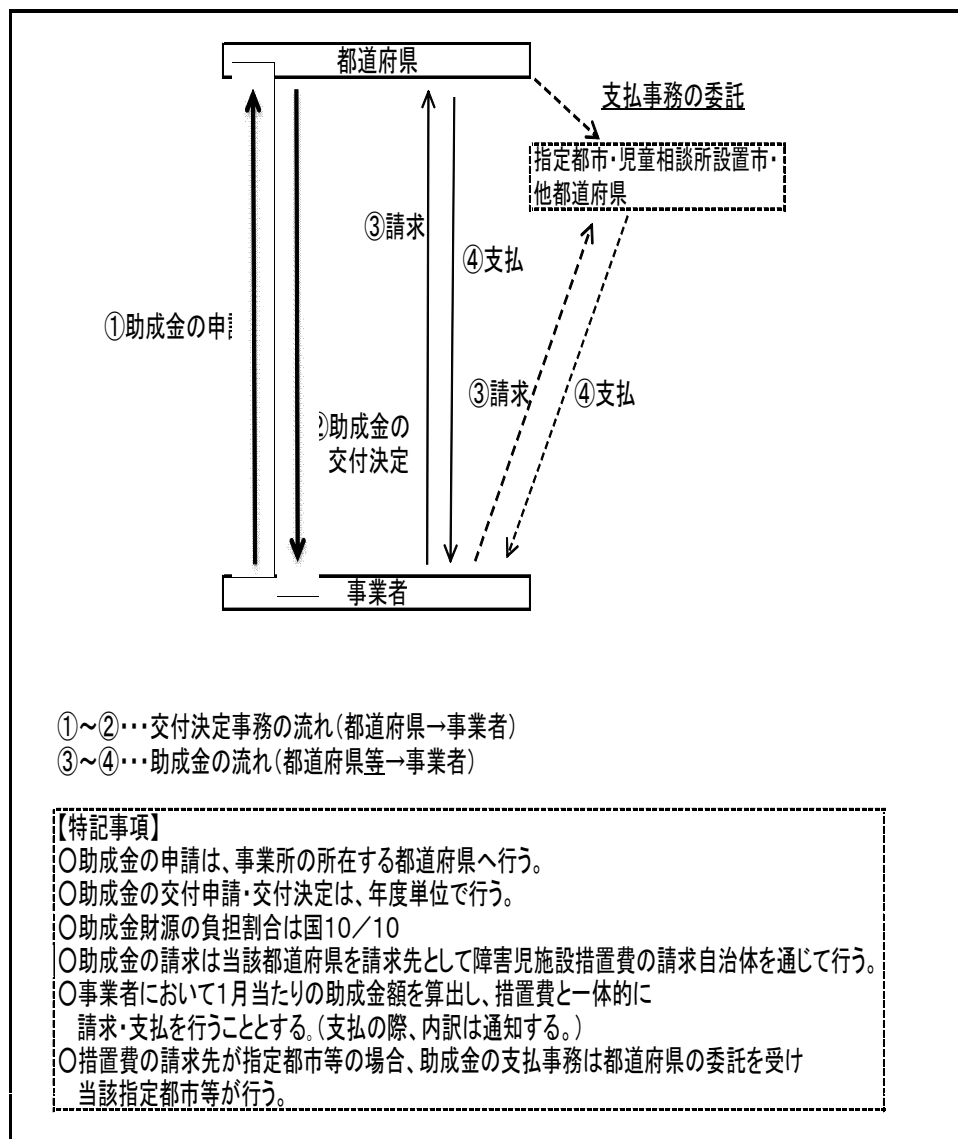
・上記のような場合に申請・請求・支払いルート为国保連委託分とは全く別にしてしまうと、現在①②双方の自治体へ請求している事業者が混乱することも考えられる。また、②のケースで事業者において給付費本体と助成金を別々に請求することとすると、事業者の負担が増大するとともに、助成金額のチェックも困難な場合が生じる。

・このため、助成金の申請・交付決定・支払は事業所が所在する都道府県が行うことを基本としつつも、給付費の支払が指定都市・児童相談所設置市・他都道府県で行われるものに係る助成金の請求・支払事務は、事業所が所在する都道府県の委託を受け、給付費の支払を行う自治体において行うこととする。

・なお、この場合、給付費の支払を行う自治体は処遇改善に関する情報を事前に都道府県より入手し、当該情報に基づいて助成金の点検を行うものとする。

② 処遇改善助成金の支払いまでの流れ(障害児施設措置費)

※①bと同様の流れ



○助成金の算定式(月額)は、
(措置を行う自治体毎に) 1施設(事業所) 1月
当たり措置費所要額 × 交付率 = 交付額
(1円未満切り捨て)

※措置費所要額は、各月支弁した国庫負担基準額

○助成金の支払は、措置費の支払いと併せて行う
こととし、措置費の支払を複数月分まとめて行
う場合は、助成金もまとめて支払う。

(例) 措置費の支払が四半期毎の場合

1月当たり措置費所要額1,000,000円 ×
交付率 = ○○円

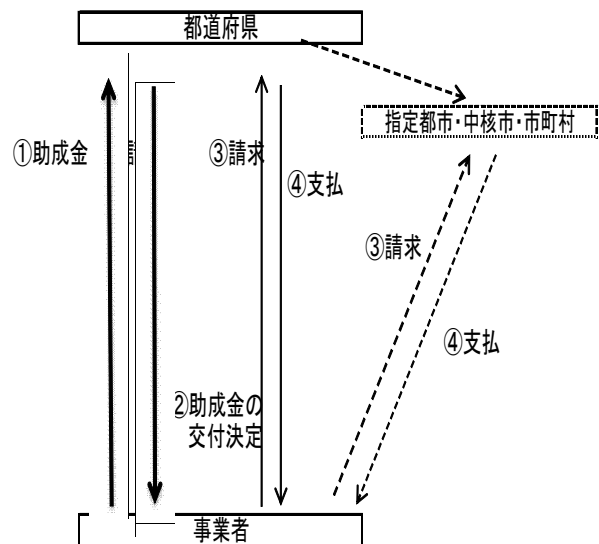
○○円 × 3月 (四半期に1度請求の場合)
= 支払額

○措置費を支払う自治体と事業者が助成金の申請
を行う自治体が異なる場合は、前頁の取扱いに準
じて助成金の支払いを行うものとする。

○措置費の精算時に助成金の精算も併せて行う。

③処遇改善助成金の支払いまでの流れ(精神障害者社会復帰施設等運営費補助金)

※基本的な流れは①b及び②と同様



①～②…助成金の交付決定事務の流れ(都道府県→事業者)

③～④…助成金の流れ(都道府県等→事業者)

【特記事項】

- 助成金の申請は、事業所の所在する都道府県へ行う。
- 助成金の交付申請・交付決定は、年度単位で行う。
- 助成金財源の負担割合は、国10/10
- 助成金の請求は、上記都道府県を請求先として運営費補助金の請求自治体を通じて行う。
- 助成金の交付申請・交付決定は、年度単位で行う。
- 助成金は、運営費補助金交付額に一定の率を乗じた額を補助金交付の際に併せて事業者へ支払う。(支払の際、内訳は通知する。)
- 運営費補助金の請求先が指定都市等の場合、助成金の支払事務は都道府県の委託を受け当該指定都市等が行う。

○助成金の交付申請・交付決定事務を介護給付費等と同様に事業所所在都道府県とすることにより事業者が円滑に申請できるような仕組みとする。

○助成金の算定式(月額)は、
運営費補助金の交付決定額(自治体単独補助額は含まない)を12で除した金額(1円未満切り捨て)
× 交付率 = 交付額(1円未満切り捨て)

○助成金の支払い支払は、当該補助金の支払いと併せて行うこととし、当該補助金の支払を複数月分まとめて行う場合は、助成金もまとめて支払う。

(例) ※交付決定額が年額の場合

$$\text{年額}1,000,000\text{円} \div 12 = 83,333 \times \text{交付率} = \text{〇〇円}$$

$$\text{〇〇円} \times 3\text{月(四半期に1度請求の場合)} = \text{助成金支払額}$$

○運営費補助金の精算時に助成金の精算も併せて行う。

(参考)報酬の算定構造から見た助成金交付率の設定

【介護給付費等】

	サービス種類	交付率
1	居宅介護	
2	重度訪問介護	
3	行動援護	
4	重度障害者等包括支援	
5	療養介護	
6	生活介護	
7	生活介護【障害者支援施設において行う場合】	
8	児童デイサービス	
9	短期入所【単独型】	
10	短期入所【併設・空床利用型】	
11	共同生活介護	
12	施設入所支援	
13	自立訓練(機能訓練)	
14	自立訓練(機能訓練)【障害者支援施設において行う場合】	
15	自立訓練(生活訓練)	
16	自立訓練(生活訓練)【障害者支援施設において行う場合】	
17	宿泊型自立訓練	
18	就労移行支援	
19	就労移行支援【障害者支援施設において行う場合】	
20	就労移行支援(養成施設)	
21	就労移行支援(養成施設)【障害者支援施設において行う場合】	
22	就労継続支援A型	
23	就労継続支援A型【障害者支援施設において行う場合】	
24	就労継続支援B型	
25	就労継続支援B型【障害者支援施設において行う場合】	
26	共同生活援助	

	サービス種類	交付率
27	旧身体障害者入所更生施設支援	
28	旧身体障害者通所更生施設支援	
29	旧身体障害者入所療護施設支援	
30	旧身体障害者通所療護施設支援	
31	旧身体障害者入所授産施設支援	
32	旧身体障害者通所授産施設支援	
33	旧知的障害者入所更生施設支援	
34	旧知的障害者通所更生施設支援	
35	旧知的障害者入所授産施設支援	
36	旧知的障害者通所授産施設支援	
37	旧知的障害者通勤寮支援	

【障害児施設給付費】

	サービス種類	交付率
1	知的障害児施設給付	
2	第一種自閉症児施設給付	
3	第二種自閉症児施設給付	
4	知的障害児通園施設給付	
5	盲児施設給付	
6	ろうあ児施設給付	
7	難聴幼児通園施設給付	
8	肢体不自由児施設(入所)給付	
9	肢体不自由児施設(通所)給付	
10	肢体不自由児療護施設給付	
11	肢体不自由児通園施設給付	
12	指定医療機関(肢体不自由児)給付	
13	重症心身障害児施設	
14	指定医療機関(重症心身障害児)給付	

(3) 国保連支払分に係る請求事務について

①請求イメージについてー1

○電子請求受付システムによる請求イメージ

【基本的な流れ等】

※障害福祉サービス及び障害児施設給付で連合会へ報酬の支払事務を委託している場合

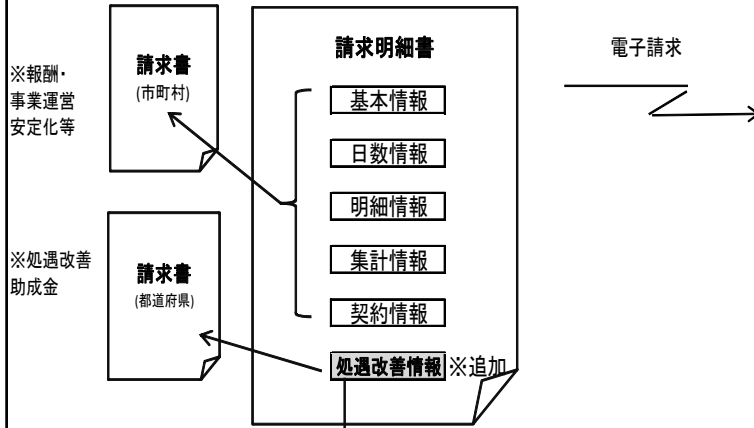
①助成金の請求は、事業所の所在する都道府県に対し行うこととする。

(ただし、基準該当事業所の場合は受付都道府県とする。)

②請求明細書に新規情報(処遇改善情報)を創設し、請求を行う。

③助成金は報酬、事業運営安定化事業等による助成額とともに一体的に事業者の指定口座へ支払う。(内訳は通知する。)

(介護給付費等の場合)



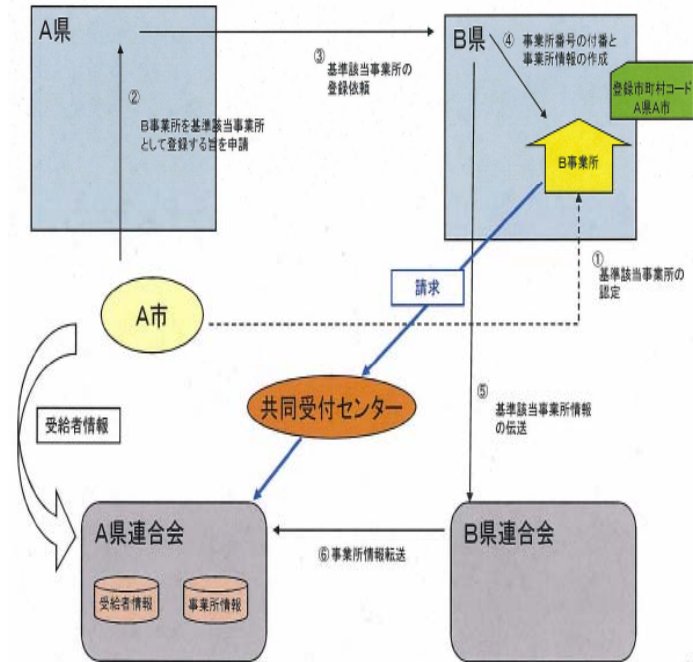
【処遇改善情報レコードのイメージ】

項番	項目名
1	交換情報識別番号
2	レコード識別番号
3	サービス提供年月
4	市町村番号
5	事業所番号
6	受給者証番号
7	サービス種類コード
8	請求先都道府県番号
8	請求額

※事業所の所在する都道府県

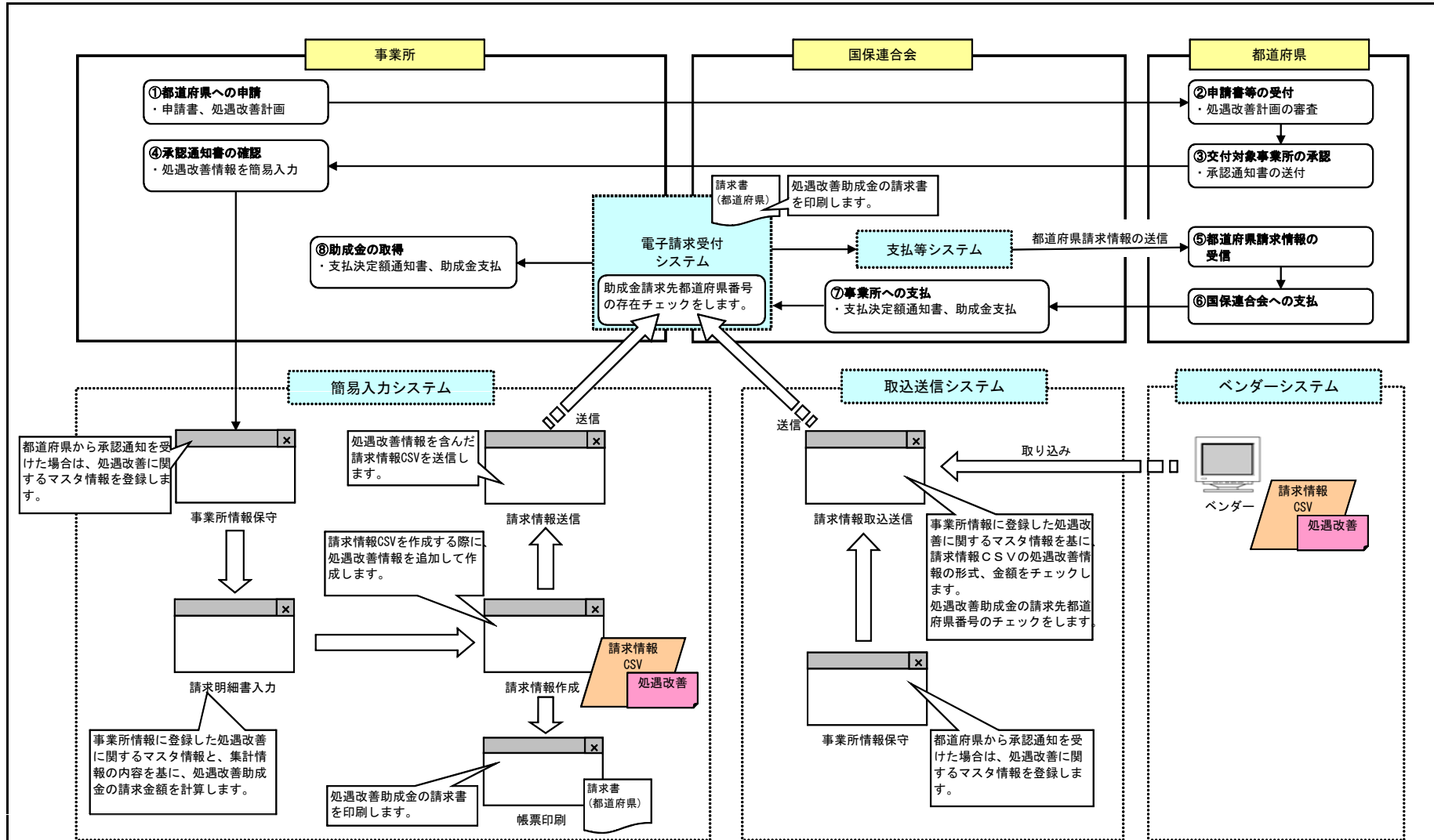
基準該当事業所の場合(例)

※以下のような場合はA県が請求先都道府県となる。



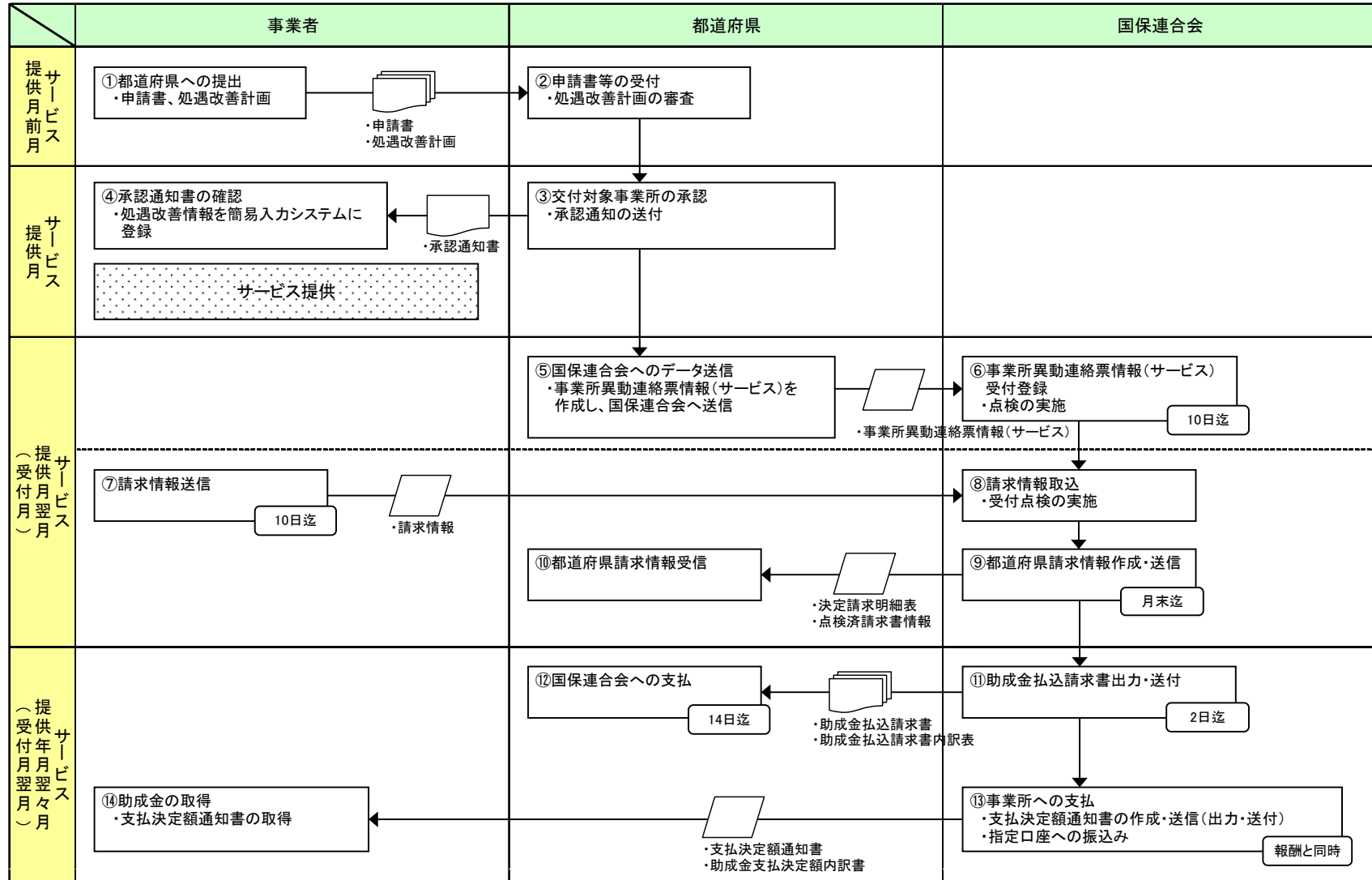
①請求イメージについて-2

※事業所を中心とした請求までの流れを整理すれば以下のとおりとなる。

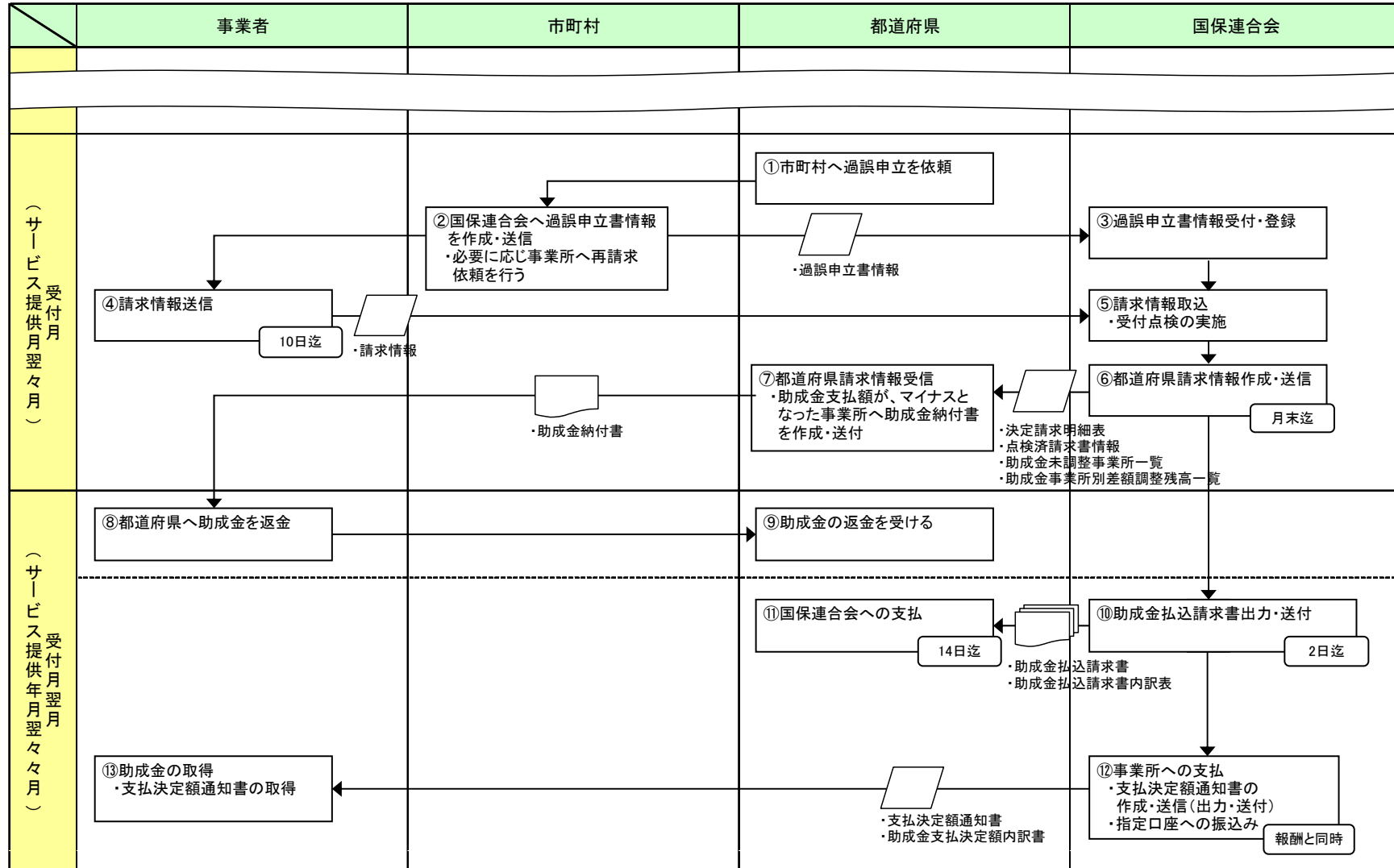


③毎月の事務処理スケジュールについて(案)

(1)通常の流れ



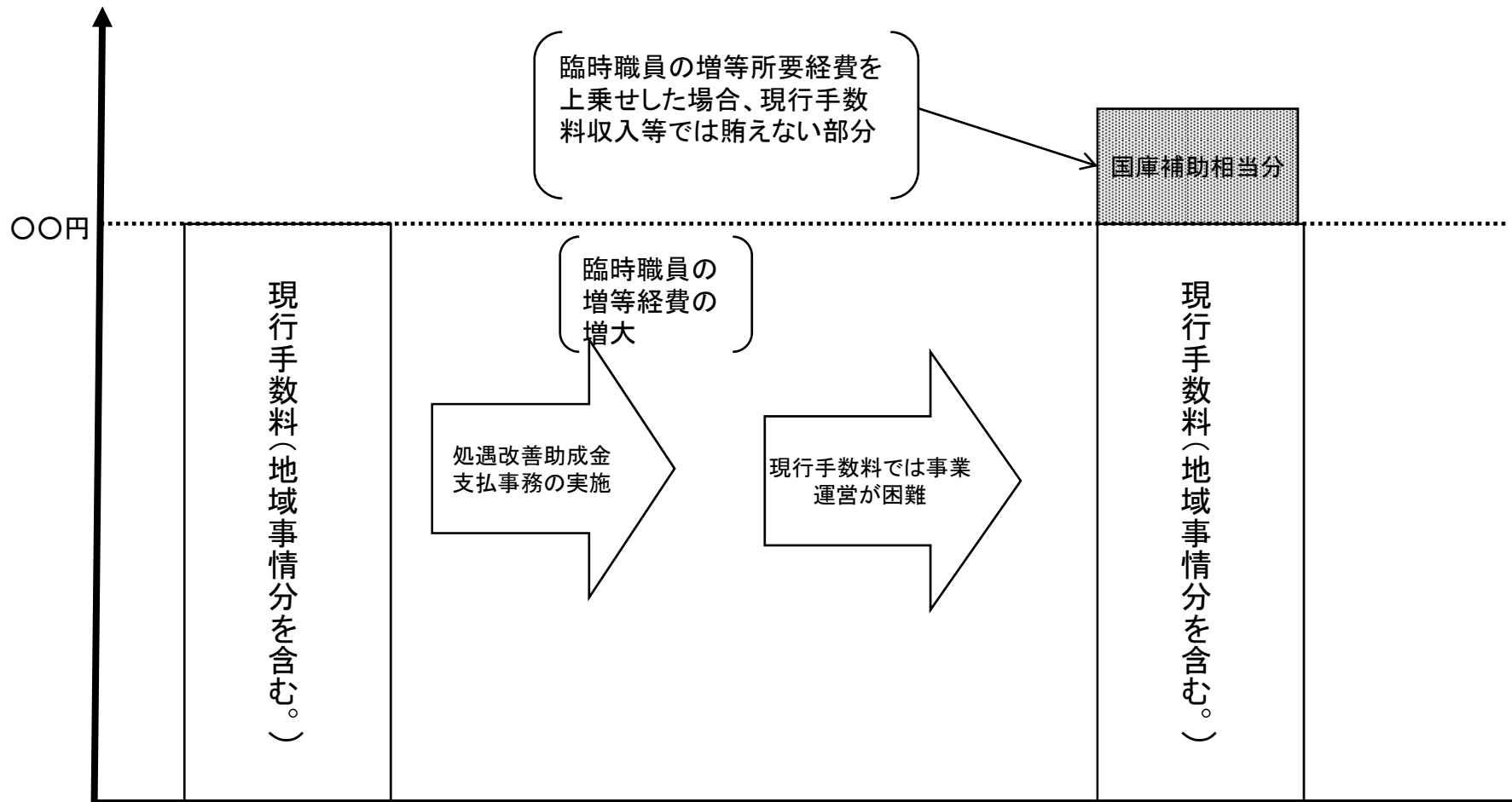
(2) 過誤の流れ



④その他

連合会における事務費について

○今回の助成金の支給に当たっては、本体報酬と併せて点検・支払事務等を行うため、現行の事務処理体制で対応は概ね可能かと考えているが、例えば小規模連合会において、助成金の支払に当たり体制の強化が必要な連合会に対しては、小規模連合会交付金での支援を検討中。



連合会規約例等の取扱いについて

- ・助成金の支払事務を連合会が行う場合は、連合会としては新たな業務となるが、現行の規約例及び会計経理規則例(平成19年6月11日付け障企発0611001号障害保健福祉部企画課長通知による改正後のもの)の改正は基本的には行わない方向で調整中。

※規約例においては、既に特別対策の実施等のため、「その他法令又は通知で定める給付」の支払いに関する事務が規定されている。

※会計経理規則例においては、既に(目)において基金事業からの助成金として「特別対策費」が規定されており、今回の助成金も当該基金に積み増して実施するものであること。また、今回の助成金については、本体報酬と併せて事業者の指定口座へ振り込むこととしていることから、新たな(目)の設定は行わないこととする。(ただし、今回の助成金を別枠で管理することは必要。)

- ・ただし、新たな業務に伴う都道府県との委託契約書(例)は、契約期間や契約条件等を整理した上で別途お示しする予定。

(障害介護給付費支払勘定)		
歳入		
款	項	目
1 障害介護給付費受入金	1 障害介護給付費受入金	1 障害介護給付費受入金 2 特別対策費受入金 3 高額障害福祉サービス費等受入金
2 都(道府県)支出金	1 都(道府県)支出金	1 何補助金

→ 当該目で受入

歳出		
款	項	目
1 障害介護給付費支出金	1 障害介護給付費支出金	1 障害介護給付費支出金 2 特別対策費支出金 3 高額障害福祉サービス費等支出金
2 借入金償還金	1 借入金償還金	1 元金 2 利子 3 借入諸費

→ 当該目で支出

都道府県における準備等について

○都道府県システムの改修について

連合会より助成金の支払を行う際に必要となる事業所情報については、都道府県において事業所異動連絡票情報を作成し、連合会へ登録する必要があるが、そのためには都道府県におけるシステムの改修が必要となるため、インタフェース等を参照し必要なシステム改修をお願いしたい。

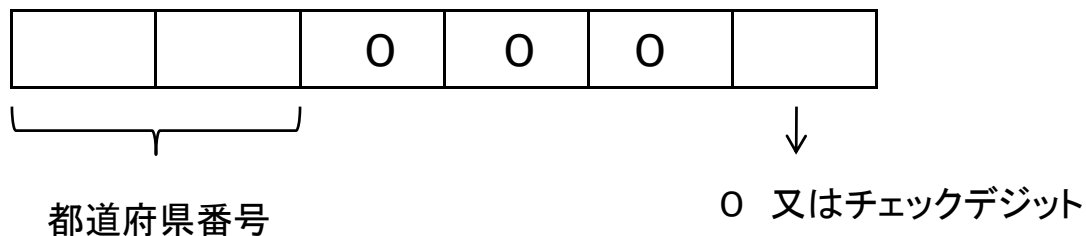
なお、平成21年10月においては、処遇改善以外に、移行時運営安定化事業や多機能型等における加算の定員区分設定に対応するための改修も必要となるため留意願いたい。

○事業者台帳の整備について

処遇改善助成金の支払時においては、請求情報と都道府県の台帳情報との突合によりチェックを行うこととしているが、処遇改善に関して登録をお願いする情報は、「交付の有無」等基本情報に限定しており、入力間違い等も起こりにくいことから、国保連において的確に点検処理がなされるよう、突合時に情報が合致しない場合は「エラー」(警告ではない)とすることを予定している。このため、事業所情報の入力・国保連への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

○ 処遇改善助成金の請求時に必要な請求先都道府県番号について

○ 助成金のシステム請求時に必要な請求先都道府県番号の設定ルールは以下のとおりとする。



○ 障害児施設給付費の支払事務の委託を行っている場合は、障害児施設給付費で使用している都道府県番号と処遇改善助成金(障害児施設給付費に係るもの及び障害福祉サービスに係るものの双方)の請求先都道府県番号を同一とすること。

※ 障害児施設給付費の支払事務を委託していない場合は、上記のルールで新たに設定すること。

○ なお、設定された請求先都道府県については、事前に(8月頃)把握し、簡易入力システム及び電子請求システム等に取り込むことを予定している。

(参考) 処遇改善助成金に係るインタフェースについて

※インタフェース(都道府県編)より抜粋

103	処遇改善助成金交付の有無	コード値	1	処遇改善助成金交付の有無をコードで設定	◎	1:無し 2:有り ※5、※14
104	主たる事業所サービス種類コード	コード値	2	主たる事業所で実施しているサービスの種類を設定	△	※C ※5、※9 ※14 ※16
105	処遇改善助成金キャリアパス区分	コード値	1	処遇改善助成金キャリアパスに該当するか否かをコードで設定	○	1:非該当 2:該当 ※5、※9 ※14 ※15
106	多機能型等定員区分(加算)	コード値	2	加算の算定に用いる定員数をコードで設定	△	※C ※5、※7 ※17
107	移行時運営安定化事業による助成の有無	コード値	1	移行時運営安定化事業による助成の届出の有無を設定	◎	1:無し 2:有り ※5、※14
108	保障単位数(移行時運営安定化)	数値	9	移行時運営安定化事業における保障単位数を設定	○	※5、※9 ※14

※1:必須入力 ◎:必須、○:パターン毎に必須、△:任意設定、空白:不要

※2~4(略)

※5:サービス種類等により体制の無い加算については“0”または“NULL”を設定する。それ以外の値が設定された場合はエラーとし台帳への登録は行わない。

※6~8(略)

※9:対応する項目が「2:有り」の場合(「就労継続A型事業者負担減免申し出有無」は「2:減額」又は「3:免除」の場合)にのみ設定する。

※10~13(略)

※14:異動年月日の年月が平成21年9月以前の場合、“0”または“NULL”を設定する。それ以外の値が設定された場合はエラーとし台帳への登録は行わない。

※15:異動年月日の年月が平成22年3月以前の場合「2:該当」を設定する。それ以外の値が設定された場合はエラーとし台帳への登録は行わない。

※16:障害者支援施設における日中活動サービスの場合は施設入所支援を、障害者支援施設と一体的に管理運営されている従たる事業所の場合は主たる事業所のサービス種類を、短期入所(併設型、空床型)の場合は本体施設のサービス種類をコードで設定する。

※17~(略)

3 その他の制度改革等への対応について

(1) 上限額管理事務の簡素化について

【概要】

上限額管理事業所において、月の途中で利用者が上限額に到達した場合については、関係事業所が行うこととされている上限額管理事業所に対するサービス提供実績の報告を省略できるとし、利用者負担上限額管理結果票の集計・調整欄の入力についても一部簡略化する。

【平成21年10月サービス提供分より】

【事務処理の変更点】

※「介護給付費等に係る支給決定事務について(事務処理要領)」を改訂する予定。

1 上限額管理事業所において、

- ① 月の途中で利用者が上限額に到達した場合には、その旨を関係事業所に通知。(当該通知があった場合には、関係事業所は利用者負担額一覧表の作成は不要とする。)
- ② 月において上限額に到達しなかった場合には、月の最終日に利用者負担額一覧表の提出を関係事業所に依頼。

2 その上で、請求の際は、

- ①の場合には利用者負担上限額管理結果票の集計・調整欄の記載に際し、関係事業所については事業所番号、事業所名称及び管理結果利用者負担額(0円)のみの入力で可とし、総費用額及び利用者負担額の入力は不要とする。(別添の利用者負担上限額管理結果票入力イメージ参照)
- ②の場合には、これまでと同様の取り扱いとする。(事務簡素化は不可)

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

受給者台帳・事業所台帳のインタフェースは変更しないため、特に変更は生じない。

II サービスコード

追加・変更無し

III その他

○簡易入力システムの更新が必要となるため、各事業所においてインストール等の作業が発生する。

○事業所システム(民間ベンダー開発)において、入力時のチェック処理により、利用者負担上限額結果票の入力が不可能な場合は事業所システムの改修等が必要。

利用者負担上限額管理結果票 入カイメージ(平成21年10月サービス分より)

(利用者負担額上限月額が「1」の場合)

利用者負担上限額管理結果票																						
											平成	2	1	年	1	0	月分					
市町村番号	1	1	1	1	1	1						指定事業所番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
受給者証番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	管理 事業 者	事業所及び その事業所 の名称 〇〇〇生活介護事業所										
支給決定障害者等 氏名	厚生 太郎																					
支給決定に係る 障害児氏名																						
利用者負担上限月額											3	0	0	0								
利用者負担上限額管理結果											1											
<p>1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。</p> <p>2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。</p> <p>3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。</p>																						
利用者負担額集計・調整欄	項番	1					2															
	事業所番号	1111111111					1112222222															
	事業所名称	〇〇〇生活介護事業所					△△△居宅介護事業所															
	総費用額	5	8	6	7	3	1	0	6	0	5	3										
	利用者負担額			3	0	0	0	3	0	0	0											
管理結果後利用者負担額			3	0	0	0																

請求明細書の入力については、上限額管理事業所、関係事業所ともに現状のとおり変更なし

関係事業所分は入力しない（国保連合会に送付する利用者負担上限額管理結果票情報においては、必須項目となっているため、簡易入力システムにおいて、管理結果「1」の場合は、「0」が自動的に設定される）。

(2) 共同生活介護において個人単位で居宅介護等を利用する場合の報酬算定について

【概要】

共同生活介護において居宅介護等を個人単位で利用している者について、平成21年10月から居宅介護等を利用しない日については、居宅介護を利用している場合の単価ではなく、通常の共同生活介護の単価を算定することができるように変更する。【平成21年10月サービス提供分より】

【変更点】

共同生活介護において個人単位で居宅介護等を利用する場合の報酬算定

《変更前：平成21年9月サービス以前》

- ・報酬については、居宅介護等を利用していない日についても※報酬告示第9の1の注5の(1)から(3)までに定める報酬単価を適用。



《変更後：平成21年10月サービス以後》

- ・報酬については、居宅介護等を利用した日については、※報酬告示第9の1の注5の(1)から(3)までに定める報酬単価を適用。

〔取り扱いの変更については、今後、留意事項通知等を変更し、通知する予定〕

※報酬告示第9の1の注5の(1)から(3)までに定める報酬単価(報酬算定構造より)

個人単位 で居宅介護 等を利用する 場合(特例)	世話人配置4:1の場合	(1) 区分6	(434単位)
		(2) 区分5	(388単位)
		(3) 区分4	(356単位)
	世話人配置5:1の場合	(1) 区分6	(383単位)
		(2) 区分5	(337単位)
		(3) 区分4	(305単位)
	世話人配置6:1の場合	(1) 区分6	(350単位)
		(2) 区分5	(304単位)
		(3) 区分4	(272単位)

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

受給者台帳・事業所台帳のインターフェイスは変更しないため、特に変更は生じない。

II サービスコード

追加・変更なし

III 請求明細書及びサービス提供実績記録票の記載方法

追加・変更なし

IV その他

- ・平成21年10月サービス提供分より、決定サービスコード「313000: 共同生活介護重度障害者居宅介護利用対象者決定」があれば、共同生活介護サービス費(I)～(III)の請求サービスコードも算定可能とする。(現状では「311000: 共同生活介護基本決定」がなければ、算定不可)
- ・一人の受給者に対し、「313000: 共同生活介護重度障害者居宅介護利用対象者決定」と「311000: 共同生活介護基本決定」の二つの支給決定を同時に行う必要はない。(現状「313000」の支給決定されている者に対して、新たに「311000」の支給決定を行う必要はない)
- ・簡易入力システムで使用する単位数表マスタの更新が必要となるため、各事業所において、インストール等の作業が発生する。
- ・事業所システム(民間ベンダー開発)において、入力時のチェック処理により、請求が不可能な場合は、事業所システムの改修等が必要。

【参考】支払等システムにおける請求サービスコードと決定サービスコードの関係性

《変更前》

サービス種類コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービスコード
31	共同生活介護	共同生活介護サービス費(Ⅰ)	311111~311156 319111~319156	311000
		共同生活介護サービス費(Ⅱ)	311411~311456 319411~319456	
		共同生活介護サービス費(Ⅲ)	311511~311556 319511~319556	
		共同生活介護サービス費(Ⅳ)	311611~311656 319611~319656	
		経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費	311211~311213 319211~319213	312000
		個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	311311~311396 319311~319396	313000



《変更後》

サービス種類コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービスコード
31	共同生活介護	共同生活介護サービス費(Ⅰ)	311111~311156 319111~319156	311000 313000
		共同生活介護サービス費(Ⅱ)	311411~311456 319411~319456	
		共同生活介護サービス費(Ⅲ)	311511~311556 319511~319556	
		共同生活介護サービス費(Ⅳ)	311611~311656 319611~319656	
		経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費	311211~311213 319211~319213	312000
		個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	311311~311396 319311~319396	313000



(3) 本体報酬と加算において算定上の定員数が異なる場合の点検等について

【概要】

平成21年4月の報酬改定に伴い、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、本体報酬と一部の加算において、報酬算定上の定員数が異なる場合がある。(下記参照)

現状の支払等システムにおいては、事業所台帳(サービス情報)に、報酬算定上の定員数を設定する「定員区分」があるが、「定員区分」を複数登録することができないため、本体報酬と異なる「定員区分」で加算の算定をした場合、支払等システムの点検において、警告となっている。

上記事象の改善のため、事業所台帳(サービス情報)に「多機能型等定員区分(加算)」項目を追加し、国保連合会において平成21年11月処理から、この項目を使用した支払等システムの点検を実施する。(参考資料の点検イメージ参照)

●平成21年4月分から事業単位の定員により報酬を算定する加算

項番	サービス種類	加算名
1	生活介護	人員配置体制加算
2	施設入所支援	夜勤職員配置体制加算
3	就労継続支援A型／B型	重度者支援体制加算
4	就労継続支援B型	目標工賃達成指導員配置加算

※本体報酬については、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、全ての事業単位の定員を合算した定員により算定

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

- 事業所異動連絡票情報(サービス情報)のインタフェースに項目を追加する
- 都道府県において事業所異動連絡票情報を作成し、国保連合会へ登録する必要があるが、そのためには都道府県におけるシステムの改修が必要となるため、インタフェース等を参照し必要なシステム改修をお願いしたい
- 国保連合会において的確に点検処理がなされるよう、事業所異動連絡票情報の作成・国保連合会への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい

II サービスコード 追加・変更なし

III 請求明細書及びサービス提供実績記録票の記載方法 追加・変更なし

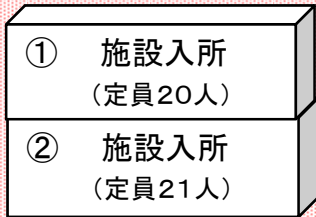
IV その他

平成20年10月処理までは、「警告」となるため、市町村の審査において、必要に応じて都道府県に事業所の定員区分等について確認をとり、適否の判断をお願いしたい。(参考資料 障害者自立支援支払等システムに関するQA参照)

サービス提供単位を設け事業を実施する場合

参考資料《点検イメージ》

一体的な管理運営



同一事業所内において複数の「サービス提供単位」を設けることが可能な生活介護事業、療養介護事業、施設入所支援において、複数のサービス提供単位の設定が認められた場合も、事業所番号は同一の指定事業所番号を付番する。
 この場合の生活介護、施設入所支援の一部加算(32ページ参照)については、事業単位の利用定員に応じた算定を行う。

変更前(平成21年10月処理まで)・点検イメージ

<事業所台帳イメージ>

事業所番号		サービス種類コード	加算有無	サービス提供番号	利用定員	定員区分
1234567890	①	32:施設入所	有	01	20	41人以上60人以下
	②	32:施設入所	有	02	21	41人以上60人以下

<請求イメージ>

事業所番号	サービス種類	サービスコード	サービスコード算定要件(定員)	点検結果
1234567890	施設入所支援	322161	施設入所 本体報酬 定員41人以上60人以下	正常
	施設入所支援	327070	夜勤職員配置体制加算 定員21人以上40人以下	PA87(警告)

変更後(平成21年11月処理から)・点検イメージ

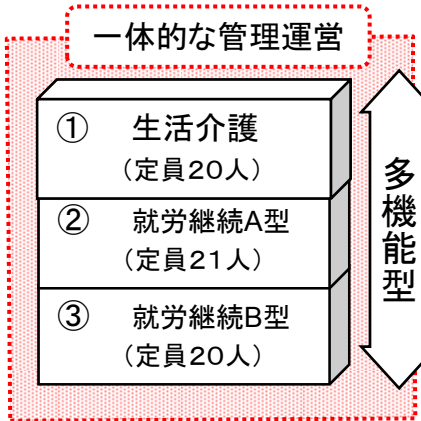
<事業所台帳イメージ>

事業所番号		サービス種類コード	加算有無	サービス提供番号	利用定員	定員区分	多機能型等定員区分(加算)
1234567890	①	32:施設入所	有	01	20	41人以上60人以下	40人以下
	②	32:施設入所	有	02	21	41人以上60人以下	40人以下

<請求イメージ>

事業所番号	サービス種類	サービスコード	サービスコード算定要件(定員)	点検結果
1234567890	施設入所支援	322161	施設入所 本体報酬 定員41人以上60人以下	正常
	施設入所支援	327070	夜勤職員配置体制加算 定員21人以上40人以下	正常

多機能型事業所の場合



多機能型として事業を行う生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所については、同一の指定事業所番号を付番する。
この場合の一部加算(32ページ参照)については、事業単位の利用定員に応じた算定を行う。

変更前(平成21年10月処理まで)・点検イメージ

<事業所台帳イメージ>

事業所番号		サービス種類コード	加算有無	利用定員	定員区分
1234567890	①	22:生活介護	有	20	61人以上80人以下
	②	45:就労継続A	有	21	61人以上80人以下
	③	46:就労継続B	有	20	61人以上80人以下

<請求イメージ>

事業所番号	サービス種類	サービスコード		サービスコード算定要件(定員)	点検結果
1234567890	生活介護	222261	生活介護 本体報酬	定員61人以上80人以下	正常
	生活介護	227050	人員配置体制加算	定員60人以下	PA69(警告)
	就労継続支援A型	451231	就労継続支援A型 本体報酬	定員61人以上80人以下	正常
	就労継続支援A型	455811	重度者支援体制加算	定員21人以上40人以下	PA31(警告)
	就労継続支援B型	461131	就労継続支援B型 本体報酬	定員61人以上80人以下	正常
	就労継続支援B型	465255	目標工賃達成指導員配置加算	定員20人以下	PA31(警告)

変更後(平成21年11月処理から)・点検イメージ

<事業所台帳イメージ>

事業所番号		サービス種類コード	加算有無	利用定員	定員区分	多機能型等定員区分(加算)
1234567890	①	22:生活介護	有	20	61人以上80人以下	20人以下
	②	45:就労継続A	有	21	61人以上80人以下	21人以上40人以下
	③	46:就労継続B	有	20	61人以上80人以下	20人以下

<請求イメージ>

事業所番号	サービス種類	サービスコード		サービスコード算定要件(定員)	点検結果
1234567890	生活介護	222261	生活介護 本体報酬	定員61人以上80人以下	正常
	生活介護	227050	人員配置体制加算	定員60人以下	正常
	就労継続支援A型	451231	就労継続支援A型 本体報酬	定員61人以上80人以下	正常
	就労継続支援A型	455811	重度者支援体制加算	定員21人以上40人以下	正常
	就労継続支援B型	461131	就労継続支援B型 本体報酬	定員61人以上80人以下	正常
	就労継続支援B型	465255	目標工賃達成指導員配置加算	定員20人以下	正常

障害者自立支援給付支払等システムに関するQA

参考資料

項番	質問項目	質問事項	回答
35		<p>以下の多機能型事業所(全体定員数:61人)の場合 生活介護 :定員20人 就労継続支援A型:定員21人(重度者支援体制加算あり) 就労継続支援B型:定員20人(重度者支援体制加算あり)</p> <p>(1)生活介護においては、「平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A(VOL.2)」の間4-2とその答において、「生活介護の「単位」の利用定員に応じた加算単価とする」と示されています。これは、本体報酬の算定にあたっては全体定員が61人であることを考慮し「定員61人以上80人以下」の請求サービスコードを用いるが、人員配置体制加算の算定にあたっては「定員60人以下」の請求サービスコードを用いるということか。 それとも人員配置体制加算の算定にあたって「定員61人以上」の請求サービスコードを用いるということか。</p>	<p>(1)生活介護については、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、本体報酬を算定する場合の定員区分と人員配置体制加算を算定する場合の定員区分が異なる場合があります。</p> <p>支払等システムでは、事業所台帳との点検において、定員区分との点検を実施しております。 お問い合わせの事例の場合、本体報酬は「定員61人以上80人以下」を算定することとなりますが、人員配置体制加算については、「定員60人以下」を算定することとなります。 この場合、事業所台帳の定員区分に「03:61人以上80人以下」のみが設定されている場合、点検において、警告(PA69)が出力されるため、市町村の審査において、必要に応じて都道府県に事業所の定員区分等について確認をとり、適否を判断してください。 事業所台帳(サービス情報)に、本体報酬を算定するための定員区分と加算を算定するための定員区分の2つの情報が登録(サービス提供単位番号で異なる番号を使用すれば、一つのサービス種類で複数のサービス情報を登録することが可能です。)されていれば正常と判断されます。ただし、いずれの定員区分の報酬であっても支払等システムでは正常となります。</p>
36		<p>(2)上記の項番35の事例の場合、就労継続支援A型、及び就労継続支援B型の本体報酬及び重度者支援加算については、「定員61人以上80人以下」の請求サービスコードを用いるのか。</p>	<p>(2)本体報酬の算定については、全体定員が61人であることを考慮し「定員61人以上80人以下」の請求サービスコードを用いることとなりますが、重度者支援体制加算については、該当事業において重度者を一定割合利用させていることに対する加算のため、重度者支援体制加算が、</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 定員20人以下 ロ 定員21人以上40人以下 ハ 定員41人以上60人以下 ニ 定員61人以上80人以下 ホ 定員81人以上 <p>に分かれていることをふまえ、今回のケースの場合、それぞれ以下の算定となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①就労継続支援A型の重度者支援体制加算 → ロの定員21人以上40人以下で算定 ②就労継続支援B型の重度者支援体制加算 → イの定員20人以下で算定 <p>この場合、支払等システムの点検において、警告(PA31)が出力されるため、市町村の審査において、必要に応じて都道府県に事業所の定員区分等について確認をとり、正常と判断してください。 なお、就労継続支援B型の目標工賃達成指導員配置加算についても、同様の取扱いとなります。</p>
37		<p>施設入所支援において、提供単位の異なる以下の事業所を一体的に管理している場合 ①施設入所支援 定員41人(夜勤職員配置体制あり) ②施設入所支援 定員39人(夜勤職員配置体制あり)</p> <p>本体報酬の算定にあたっては全体定員が80人であることを考慮し「ロ定員61人以上80人以下」の請求サービスコードを用いるが、夜勤職員配置体制加算の算定にあたっては①については、「定員41人以上60人以下」の請求サービスコードを用い、②については「定員21人以上40人以下」の請求サービスコードを用いるということか。</p>	<p>お見込みのとおりです。また、支払等システムの点検については、項番35の取り扱いと同様です。 事業所台帳の定員区分に「02:41人以上60人以下」のみが設定されている場合、点検において、警告(PA87)が出力されるため、市町村の審査において、必要に応じて都道府県に事業所の定員区分等について確認をとり、適否を判断してください。 事業所台帳(サービス情報)に、本体報酬を算定するための定員区分と加算を算定するための定員区分の2つの情報が登録(サービス提供単位番号で異なる番号を使用すれば、一つのサービス種類で複数のサービス情報を登録することが可能です。)されていれば正常と判断されます。ただし、いずれの定員区分の報酬であっても支払等システムでは正常となります。</p>

(4)グループホーム・ケアホームの利用対象者の拡大について

【概要】

- 障害者自立支援法におけるグループホーム(共同生活援助)、ケアホーム(共同生活介護)は、現行制度上、知的障害者及び精神障害者のみが利用対象となっているところであるが、地域移行の促進や地域生活の継続の促進を図る観点から、身体障害者についても利用対象とする。

ただし、65歳以上の者については、65歳となる前に障害福祉サービス等を利用して
いた者に限る。

【施行日は平成21年度10月1日予定】

【システムへの影響・対応】

- 特になし。

I 台帳関係

受給者台帳・事業所台帳のインターフェイスは変更しないため、特に変更は生じない。

II サービスコード

追加・変更なし。

III 請求明細書及びサービス提供実績記録票の記載方法

追加・変更なし。

(5) 多機能型事業所の基準該当障害福祉サービスの創設について

【概要】

多機能事業所について、中山間地等において、10名の利用者は確保できるものの、各事業の最低定員(生活介護、自立訓練(宿泊型を除く)…6名、就労継続支援…10名、児童デイサービス…5名)の確保ができないという実態があることを踏まえ、各事業の最低定員を撤廃した(全体で10名の利用者については維持)新たな多機能型事業所の類型を設けることとする。

【施行日:平成21年7月中を予定】

●新たな多機能事業所は

- ①離島その他の厚生労働省令で定める地域のうち都道府県知事が認めるものであって、
- ②地域に他の障害福祉サービス事業者がない地域で事業を行う事業者が提供するサービスを、以下のとおり扱うこととする。

- ・生活介護を基準該当生活介護とする
- ・児童デイサービスを基準該当児童デイサービスとする
- ・自立訓練(機能訓練)を基準該当自立訓練(機能訓練)とする
- ・自立訓練(生活訓練)を基準該当自立訓練(生活訓練)とする
- ・就労継続支援B型を基準該当就労継続支援B型とする

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

受給者台帳・事業所台帳のインタフェースは変更しないため、特に変更は生じない。

II サービスコード

追加・変更なし

〔適用される報酬は、定員20人以下(児童デイサービスは定員10人以下、就労継続支援 B型は10:1の人員配置)の場合の単価〕

III 請求明細書及びサービス提供実績記録票の記載方法

追加・変更なし

(特例介護給付費・訓練等給付費として請求する)

(6) 移行時運営安定化事業について

【システム関係の対応について】

○都道府県インタフェースの改修について

移行時運営安定化事業の実施に伴い、都道府県から国保連へ事業所情報を登録する必要があるため、都道府県におかれては、都道府県インタフェース案に基づき必要なシステム改修を行われたい。

○サービスコード表について

国保連への請求に必要なサービスコードについては、今回の助成金及び移行時運営安定化事業の創設に伴い、以下のような取扱いとする予定。

【現行】	→	【修正後】
**** 激変緩和加算(特別対策)		**** <u>事業運営安定化(9割保障)</u>
		**** <u>移行時運営安定化</u>

4 簡易入力システムの機能改善について

○簡易入力システムの機能改善について

【趣旨】

- サービス提供事業者等からの要望等を踏まえ、簡易入力システムの機能改善を図ることとする。
- 改善に当たっては、要望の多い事項等から順次行うこととするが、開発予算やリリース時期等を考慮しつつ行うこととする。

【今後の改善予定】

- コピー・貼り付け機能の追加（処遇改善関係と併せ10月リリースを予定）

→特に要望が多かった「データのコピー・貼り付け」を可能とするため簡易入力システムを改修する。

※ 現行の簡易入力システムにおいては、以前に作成したサービス提供実績記録票について、画面から呼び出し当月の入力としてコピーすることは可能だが、例えば1日に入力した内容を3日、5日に貼り付けるということはできない。

- その他の事項については、リリース時期を含め検討中。

5 警告減少に向けた取り組み等について

○警告減少に向けた取り組み等について

障害者自立支援給付支払等システムの点検において、台帳情報と請求情報の不整合等について、暫定的に「エラー」とせず、「警告」として、点検を市町村に委ねていたものがありますが、この「警告」について、都道府県、市町村の台帳を整備したうえで、「エラー」へ移行していくこととしております。

警告件数は平成21年5月処理においては、平成21年4月の報酬改定による点検内容の変更に係る警告(参考資料1参照)が増加しておりますが、それ以外は、縮減傾向にあります。(参考資料2、3参照)

今後も引き続き、台帳整備等により警告縮減に取り組むようお願い致します。

◆「警告」から「エラー」移行時期

警告件数が縮減したことを確認し、今年度中に移行する警告コードを定め、都道府県、市町村に周知したのち22年度当初を目途に移行を実施する予定です。

平成21年5月処理分 都道府県別請求明細書(障害福祉サービス) 警告コード件数状況(上位10コード)

警告コード	PA31	PA02	PA67	PA69	PP09	PP20	EL04	PA80	PA23	EE28
都道府県	受付:定員区分の算定要件を満たしていません	受付:人員配置区分の算定要件を満たしていません	受付:福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしていません	受付:人員配置体制加算の算定要件を満たしていません	支給量:総費用額が上限額管理結果と明細書で不一致	支給量:明細書に該当する上限額管理結果が揃っていません	受付:サービス終了年月日とサービス提供年月の関係が不正です	受付:栄養士配置加算基準の算定要件を満たしていません	受付:夜間支援体制加算の算定要件を満たしていません	受付:利用日数に係る特例の届出がありません
北海道	1,638	946	219	176	295	429	157	214	361	77
青森県	282	253	272	17	74	80	100	86	78	53
岩手県	1,119	967	927	72	78	85	22	342	120	13
宮城県	645	388	136	91	126	175	45	29	120	97
秋田県	212	146	1	115	28	74	8	10	17	140
山形県	63	22		2	36	116	23	5	18	196
福島県	123	190	36	65	160	69	69	15	58	42
茨城県	221	63	67	85	155	79	70	64	35	22
栃木県	31	12	1		84	105	90	23	4	47
群馬県	154	26		70	59	34	55	9	20	8
埼玉県	499	216	9	168	197	280	321	502	72	301
千葉県	1,334	340	467	571	256	336	296	250	116	193
東京都	696	873	121	328	833	657	227	172	212	404
神奈川県	2,999	3,480	9,383	4,912	515	484	379	1,640	1,856	261
新潟県	293	193	73	151	83	99	50	12	50	33
富山県	125	64	6	3	25	40	7	9	4	45
石川県	282	49		101	43	30		10	26	2
福井県	767	229	43	146	30	49	19	63	41	5
山梨県	49	15	16	1	96	77	6	3	11	3
長野県	754	223	17	28	147	109	21	47	99	52
岐阜県	89	3		5	40	24	48	8	6	46
静岡県	379	241	257	185	118	168	13	153	84	159
愛知県	958	396	65	302	490	377	406	132	154	96
三重県	150	35	41	149	91	161	41		30	79

警告コード	PA31	PA02	PA67	PA69	PP09	PP20	EL04	PA80	PA23	EE28
都道府県	受付:定員区分の算定要件を満たしていません	受付:人員配置区分の算定要件を満たしていません	受付:福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしていません	受付:人員配置体制加算の算定要件を満たしていません	支給量:総費用額が上限額管理結果と明細書で不一致	支給量:明細書に該当する上限額管理結果が揃っていません	受付:サービス終了年月日とサービス提供年月の関係が不正です	受付:栄養士配置加算基準の算定要件を満たしていません	受付:夜間支援体制加算の算定要件を満たしていません	受付:利用日数に係る特例の届出がありません
滋賀県	200	134	37	120	196	441	234	6	25	405
京都府	858	523	100	355	301	277	313	103	108	301
大阪府	713	602	144	318	1,233	861	970	113	163	439
兵庫県	816	242	4	257	472	311	306	83	78	120
奈良県	145	212	143	3	95	136	71	55	63	87
和歌山県	268	128	4	189	118	80	17	24	89	6
鳥取県	2	15			48	28	16	2		96
島根県	490	198	106	94	59	29	39	107	7	149
岡山県	149	22	1	1	75	71	17	1	1	8
広島県	435	273	194	631	125	333	139	89	147	125
山口県	5	6	1	1	61	58	26	1	1	51
徳島県	98	7		71	35	39	47		13	1
香川県	198	95		7	57	47	67	57	10	79
愛媛県	516	181	107	130	31	82	36	43	71	81
高知県	345	149	71	92	29	16	36	5	22	
福岡県	665	777	151	214	257	230	150	206	151	222
佐賀県	39	24	2	1	43	45	21	5	2	5
長崎県	844	925	273	324	128	57	8	70	276	92
熊本県	102	251	1		76	70	16	2	9	82
大分県	467	210	56		97	41	21	22	32	2
宮崎県	725	423	368	324	43	75	27	117	6	62
鹿児島県	56	13		43	73	83	19	3		1
沖縄県	219	147	2	85	69	103	13	6		5
合計	22,217	14,927	13,922	11,003	7,780	7,650	5,082	4,918	4,866	4,793

都道府県別 請求明細書(障害福祉サービス) 警告コード件数状況

都道府県	平成20年3月処理分		平成20年5月処理分		平成20年10月処理分		平成20年12月処理分		平成21年4月処理分	
	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数
北海道	4,106	2,266	5,411	3,648	3,510	2,124	3,121	2,013	4,002	2,876
青森県	1,168	558	1,085	576	1,039	526	827	420	1,048	658
岩手県	2,156	1,378	2,493	1,855	2,647	2,076	1,731	1,288	809	366
宮城県	3,874	2,543	2,883	1,407	2,290	1,116	2,315	1,133	1,818	830
秋田県	695	444	1,234	1,015	714	449	774	512	702	481
山形県	937	664	933	687	1,026	756	840	637	842	652
福島県	859	464	948	530	840	427	700	373	1,147	733
茨城県	1,418	905	2,445	1,809	1,747	1,034	1,164	603	1,010	524
栃木県	1,863	1,331	1,520	977	1,452	751	1,111	532	717	390
群馬県	699	201	943	329	725	350	541	210	1,318	1,055
埼玉県	3,166	1,535	4,566	2,480	3,964	1,966	3,363	1,725	3,323	1,760
千葉県	2,490	1,245	3,190	1,979	2,995	1,698	2,406	1,341	2,185	1,335
東京都	9,889	5,824	10,530	5,759	8,206	3,966	7,414	3,638	8,254	4,499
神奈川県	11,132	7,088	16,040	10,112	10,177	6,139	7,904	4,677	6,072	3,466
新潟県	951	447	1,416	888	1,170	794	942	582	1,279	965
富山県	400	281	393	242	326	188	361	206	357	183
石川県	315	136	387	189	261	152	191	99	354	236
福井県	601	329	982	686	498	319	515	301	383	236
山梨県	227	107	371	224	310	187	232	122	303	155
長野県	1,894	1,040	1,845	1,235	1,347	878	1,141	792	1,112	735
岐阜県	665	373	1,247	786	432	184	339	147	353	191
静岡県	1,236	583	1,265	721	937	455	849	407	1,154	783
愛知県	3,304	1,928	3,857	2,271	3,355	1,696	3,879	2,244	2,965	1,793
三重県	1,630	929	1,879	1,206	1,600	896	1,466	833	1,145	748

都道府県	平成20年3月処理分		平成20年5月処理分		平成20年10月処理分		平成20年12月処理分		平成21年4月処理分	
	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数	警告コード 件数	うち緊急対応 警告件数
滋賀県	4,120	3,248	4,206	3,336	3,800	2,970	3,512	2,688	2,859	2,083
京都府	6,885	3,862	7,424	4,823	5,305	2,964	4,394	2,146	3,764	1,840
大阪府	19,633	9,090	16,087	8,126	11,563	5,156	12,126	5,681	9,569	4,322
兵庫県	4,481	1,923	4,719	2,359	4,099	1,848	3,887	1,779	3,894	2,110
奈良県	1,590	912	1,675	986	1,835	1,071	1,368	741	1,345	673
和歌山県	1,437	574	2,123	849	1,576	608	1,491	439	1,872	609
鳥取県	721	396	950	664	490	252	424	184	347	186
島根県	580	344	986	753	726	511	768	604	837	655
岡山県	1,099	551	1,209	643	1,069	530	986	531	903	545
広島県	2,210	1,203	2,534	1,455	2,459	1,568	2,805	1,859	2,104	1,434
山口県	878	180	1,090	522	459	180	422	173	526	244
徳島県	491	196	731	346	421	175	423	155	392	195
香川県	441	277	595	348	572	332	505	307	737	533
愛媛県	881	615	1,123	834	777	538	514	330	517	392
高知県	574	351	657	419	462	289	250	115	274	126
福岡県	2,416	1,179	3,713	2,121	2,450	1,301	1,811	883	1,795	828
佐賀県	249	95	445	235	280	118	350	149	323	157
長崎県	1,604	956	1,604	970	1,084	598	979	632	987	587
熊本県	995	538	1,278	761	1,183	652	858	537	839	451
大分県	774	338	833	314	654	280	541	255	740	357
宮崎県	818	491	906	631	666	402	710	387	954	549
鹿児島県	1,059	489	1,541	857	1,135	520	1,085	500	981	445
沖縄県	1,068	667	1,291	865	736	372	782	460	742	402
合計	110,679	61,074	125,583	74,828	95,369	52,362	85,117	46,370	79,953	45,373

主な警告コード件数の推移(平成20年4月～平成21年4月) (障害福祉サービス)

